

紅花ふれあい基金

～(公財)山形県総合社会福祉基金～

県民の方々(各種団体等)の
福祉活動に助成します

紅花ふれあい基金は、県民福祉の増進に寄与することを目的とした公益財団法人です

助成事業募集期間／令和7年4月21日(月)～5月20日(火)

5つの区分に助成します

区分1 「地域福祉・在宅福祉」

高齢者の生きがい対策や子どもたち各種交流事業など、
「地域福祉の向上を目的とした事業」への助成

区分2 「施設・設備等整備」

施設設備の修繕や利用者処遇に係る備品購入費等への助成

区分3 「福祉施設・団体従事者研修」

職員のスキルアップのための職場内研修会の開催や、
県外の研修会へ派遣する経費等への助成

区分4 「福祉に関する調査研究」

調査・研究活動を行う際の経費への助成

区分5 「ボランティア活動支援」

ボランティア団体の立ち上げ経費やPR活動等への助成

運営に要する経費・人件費などの経常的な活動費への助成は行いませんのでご注意ください

ホームページアドレス(URL) <https://www.yamagataken-benibana-kikin.org>



ご相談はこちらまで

TEL023-664-0700 FAX023-622-5866

メールアドレス benibanakikin@keh.biglobe.ne.jp

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号 社会福祉法人山形県社会福祉協議会内
〈公益財団法人 山形県総合社会福祉基金(通称:紅花ふれあい基金)事務局〉

助成対象

助成の対象者は、主に3つとなります。

- ① 社会福祉法人
- ② 社会福祉の向上を図るために設立された公益法人
- ③ 社会福祉の活動を行っている営利を目的としない団体や個人

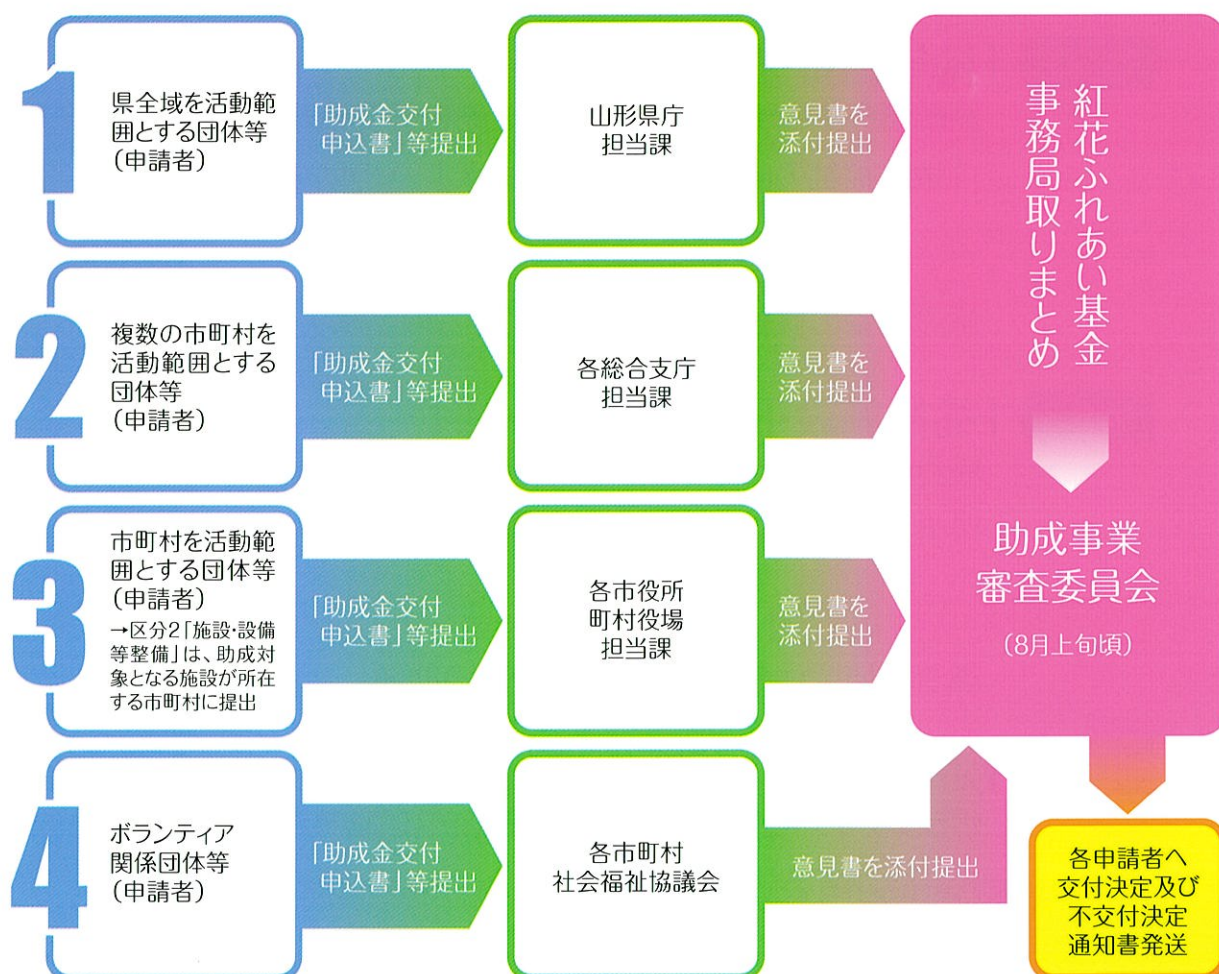
※ NPO法人・ボランティア団体は助成の対象となります。

※ 営利を目的とする団体(民間会社等)は福祉事業者でも助成対象外です。

助成金交付申込書の提出先・決定までの流れ

助成金交付申込書等の申込書類は、本基金へ直接ご提出いただくのではなく、県庁や各総合支庁の担当課、市役所・役場の担当課に提出していただくことになります。助成金の申込については、行政庁等の意見書添付を必要としますので、以下の1から4の区分に応じたそれぞれの機関にご提出ください。

※本基金に直接ご提出いただくものではありません。



※「助成金交付申込書」等の各種申請様式は本基金のホームページよりダウンロードしてお使いください。

<https://www.yamagataken-benibana-kikin/org>

※「助成金交付申込書」以外の必要申込書類は、助成金の区分ごとに異なりますので、詳細はパンフレットまたはホームページをご確認ください。

※助成金の決定時期は8月上旬頃になります。原則、助成対象事業は8月の助成決定通知後に開始していただくことになります。